

限度額適用認定証が届いていませんか？

対象者は、70～75歳の社会保険被保険者です

この8月より、70歳以上75歳未満の方の健康保険における所得区分が細分化されました。

これにより、申請したわけでもないのに、自動的に対象者の方に「限度額適用認定証」が発行されています。

一部、お問い合わせを頂いていますので、この件に関してご案内致します。

●「限度額適用認定証」が届く方

まず、70歳以上75歳未満の社会保険被保険者であって、下記区分の現役並みⅠ・Ⅱに該当する方に届きます。

限度額適用認定証は
病院へご提示下さい

被保険者の所得区分		
①現役並み所得者	<u>現役並みⅢ</u> 社保等級 83 万円以上で 高齢受給者証の負担割合が 3 割の方	
	<u>現役並みⅡ</u> 社保等級 53 万～79 万円で 高齢受給者証の負担割合が 3 割の方	限度額適用認定証 が届きません
	<u>現役並みⅠ</u> 社保等級 28 万～50 万円で 高齢受給者証の負担割合が 3 割の方	限度額適用認定証 が届きません
②一般所得者 (①および③以外の方)		
③低所得者 (市区町村民税の非課税者等である場合)		

●届いたら、どうすればいい？

使用するのは、病院での医療費が高額になる場合です。(※保険適用分に限り)

入院・手術などで医療費が高額になる場合、
健康保険証・高齢受給者証・限度額適用認定証の3点を病院へご提示下さい。

ご提示頂くことで、自動的に健康保険で定められた自己負担限度額までの支払いで済む扱いになります。

●届かない70歳以上75歳未満の方は？

上記の所得区分に該当せず、「限度額適用認定証」が届かない方は、今までどおり、健康保険証・高齢受給者証の2点を病院へご提示下さい。

医療費が高額になる場合でも、上記2点のご提示で、自動的に健康保険で定められた自己負担額までの支払いで済む扱いになります。